

横浜市公立大学法人評価委員会における評価の考え方・進め方（案）

1 評価の基本方針

- (1) 第4期（令和5年度～10年度）中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の進捗状況を書面及びヒアリング等により確認し、総合的な評価を実施するとともに、市民に分かりやすく公表する。
- (2) 市立大学の質的向上に資するよう、意欲的な取組を積極的に支援するほか、専門的観点から課題点を指摘するとともに、過去の指摘事項が大学運営に的確に反映されているかを確認する。
- (3) 自主的・自律的な大学運営の実現を目指し、市立大学全体の組織・業務等の改善・充実を図る観点から、目標設定の妥当性についても検討し、必要に応じて計画の修正を求める。

2 評価の種類

- (1) 年度評価：各年度計画の実施状況を確認すること等により、業務の実績について評価を行う。

【評価の視点】

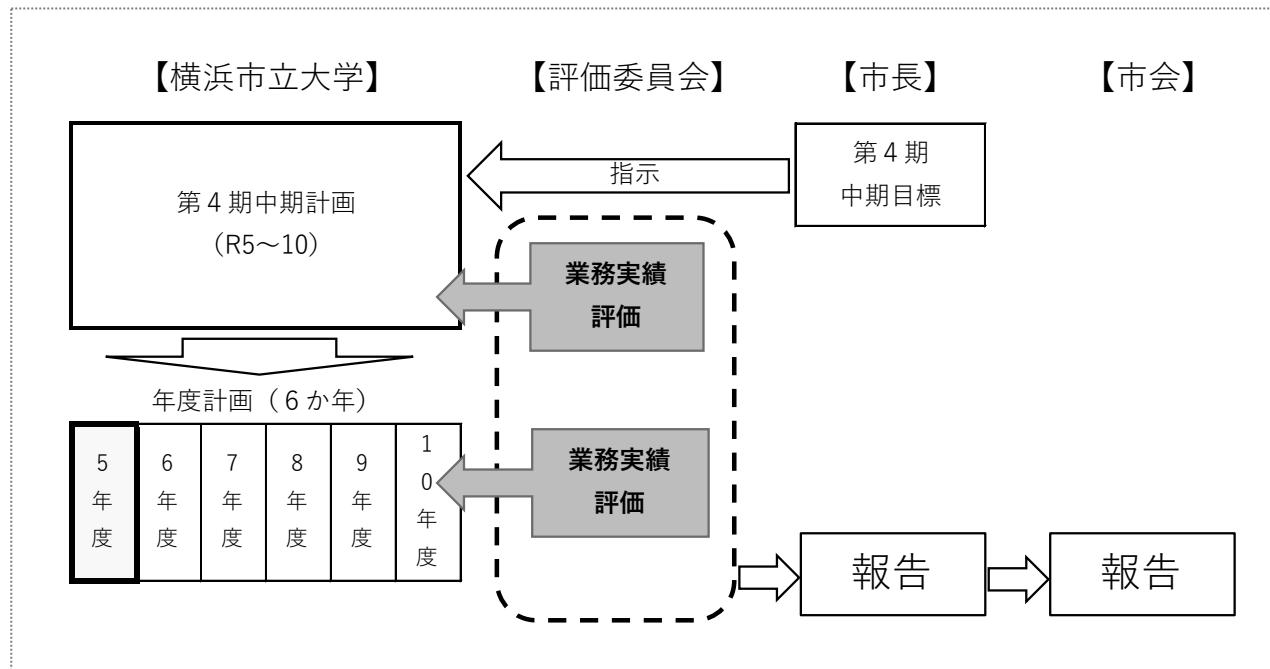
- ・評価を通じて改革のための取組を積極的に支援すること。
- ・組織、業務等について、改善の方法等を明らかにすること。

- (2) 中間評価：中期目標期間（6年間）の4年目終了時に、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績についての中間評価（みなし評価）を行う。

【評価の視点】

- ・次期中期計画の策定に向けて、法人が業務運営の改善に適切に反映するための評価であること。

- (3) 総合評価：中間評価の結果や、法人評価委員会において指摘された留意点等を踏まえ、中期目標期間における総合的な評価を行う。



3 年度計画・評価の法定廃止に伴う対応

令和5年6月の地方独立行政法人法の改正により、法定上、公立大学法人における年度計画及び年度評価は廃止された。

横浜市立大学は経過措置（※）の対象となっており、現中期目標期間中は廃止・継続のどちらも選択できるが、市会等への法人の状況説明の必要性や、年度計画・評価のP D C Aサイクルとしての有用性から、引き続き、年度計画の策定及び年度評価を継続して実施する。

ただし、実施にあたっては、法定廃止の背景となった法人での業務負担軽減に配慮し、中期計画に掲げる指標を「定性的指標」「定量的指標」「重点指標」等で整理して、年度計画を策定し、それらに基づいた業務実績評価を行う。

※ 経過措置：令和5年度末日までに開始した中期目標期間中は、なお従前の例により、新法は令和6年4月1日以後に開始する中期目標期間から適用される。

4 評価基準

わかりやすさを考慮し、第4期中期目標期間の評価から、Bを標準とする5段階による評価を行う。

【第3期中期目標期間の評価基準】

- S：計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している
- A【標準】：計画を順調に達成している
- B：計画を十分には達成できていない
- C：計画をほとんど達成していない

【第4期中期目標期間からの評価基準】

- S：計画を大きく上回って実施している、または特筆すべき状況にある
- A：計画を上回って実施している
- B【標準】：計画どおり実施している
- C：計画を十分に実施していない
- D：重大な改善事項がある

5 令和6年度に実施する業務実績評価の流れ

- ・～6月末：法人が「令和5年度の年度計画における業務実績報告書」を作成し、自ら評価を行う。
- ・7月4日：法人評価委員会において、法人が令和5年度の業務実績及び自己評価結果を報告する。委員は、書面及び法人からのヒアリングにより年度計画の実施状況等を調査・確認する。
- ・～8月上旬：委員は調査・確認した内容に基づき、個別に業務実績の分野別の評価を実施する。
- ・8月22日：法人評価委員会において、各委員が実施した評価に基づき、委員の協議により法人評価委員会としての評価を取りまとめる。

6 評価における法人の留意事項

(1) 取組項目毎の実施状況の把握・確認

中期計画・年度計画等に位置付けられた取組項目毎に、実施状況、成果や達成状況、取組の方向性や課題等を客観的かつ簡潔に整理する。また、成果指標として設定された項目に限らず、実績数値等の把握・整理に努める。

(2) 経営層による分野別の評価

取組項目毎の把握に基づき、法人自ら、分野毎に、教育や研究・診療等の業務の質の向上、運営や財務の改善・効率化の観点から、客観的な評価を行い、その結果を明記するよう努める。

(3) 社会経済状況等の変化の反映

社会経済状況等の変化や、これに伴う法人に求められる役割・期待等を的確に捉え、必要に応じ、今後の取組の方向性や課題等を検討し明確化する。さらに必要な場合は、目標の修正を検討する。

(4) 過年度の評価委員会からの指摘事項への対応

過年度の評価において指摘された事項に関する法人の取組状況については、原則次年度の法人評価委員会において説明する。